

資 料 提 供
令和3年9月22日
担 当：広島県対策本部

直 通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年9月21日(火)に、新型コロナウイルス感染症の患者が9例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内 21336～21344 例目です。本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は13.2です。

- 【発生数】 5市2町で、10歳未満～70代 計9名
- 【症状等の度合】 軽症9
- 【入院等の状況】 宿泊療養中6, 調整中3
- 【他事例との関連】 濃厚接触者6, 接触あり1, 調査中2
- 【ワクチン接種歴】 1回接種1(20代1名), 未接種8
- 【県外往来等※】 なし

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市					1						1
海田町				1							1
江田島市			1								1
東広島市								1			1
尾道市			2	1							3
世羅町	1										1
三次市		1									1
合計	1	1	3	2	1			1			9

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減(20時以降の外出は更に削減)してください。
- 徒歩・自転車通勤、時差出勤等を促すとともに、Web会議やテレワークの活用により、出勤者を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 同居する家族以外での会食は控えてください。ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場等において飛沫感染防止や手指消毒、換気を徹底する場合は除きます。
- 県境を越える移動は、最大限、自粛するとともに、他の都道府県からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮し行動してください(事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えなど)。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。